

町内会活動に関するQ&A  
-こんな時はどうしたら良いか-



令和7年度版  
青葉区連合町内会長協議会

この資料は、令和5～7年度の青葉区新任町内会長研修会の際に、新しく町内会長になられた皆さまから寄せられたご質問やご意見をQ&A形式でまとめたものです。

日頃の町内会活動に参考になることもあるかもしれませんので、ご活用いただければ幸いです。

※ 個別の町内会にかかるものではなく、一般的なQ&Aのみ掲載しています。ご了承ください。

# 目次

## 【活動編】

- Q1 町内会員を増やしていく方法・会員離脱を防ぐ方法は？・・・ p.4
- Q2 町内会への参加を拒否する世帯への対応は？・・・・・・ p.4
- Q3 「町内会に入会するメリットは？」と問われたら？・・・・ p.5
- Q4 若い会員にとって魅力ある町内会とは？・・・・・・ p.5
- Q5 町内会が活用できる集会所を建設したいが、  
どうすればよいか？・・・・・・ p.6
- Q6 どこまでデジタル化を進めていくのが良いか？・・・・ p.6
- Q7 地域防犯活動はどのように行っているか？・・・・・・ p.7
- Q8 行政と円滑・効果的な連携を進めていくためには？・・・・ p.7
- Q9 高齢化もあり役員の担い手、人手不足が深刻化している。  
どうすればよいか？・・・・・・ p.8

## 【生活編】

- Q10 ごみ集積所の清掃やカラスなどの被害に対する対策は？・・・ p.9
- Q11 新築のアパートが増えているが、ごみ集積所の設置や  
共同使用について、どうすればよいか？・・・・・・ p.9
- Q12 アパートの前の清掃管理はアパートの方をお願いしたいが、  
どうすればよいか？・・・・・・ p.10
- Q13 カラス等の被害があるため、ごみ収集の時間を早めてもらう  
ことは可能か？・・・・・・ p.10
- Q14 公園清掃後のごみ袋は、一度に何個まで出してよいか？・・・ p.10
- Q15 地域清掃後のごみ袋は、一度に何個まで出してよいか？・・・ p.10
- Q16 去年の凍結防止剤が余ってしまったが、返品可能か？・・・・ p.10
- Q17 ハクビシンが町内に住み着いているが、野生動物の駆除は  
どうすればよいか？・・・・・・ p.11
- Q18 野良猫に対する苦情の対応方法・・・・・・ p.11  
(餌やり住民に対する対応、去勢の経費、捕獲方法等)
- Q19 犬の散歩でフンを処理しない人がいるが、  
どうすればよいか？・・・・・・ p.12

《巻末付録》

## 【活動編】

### Q1 町内会員を増やしていく方法・会員離脱を防ぐ方法は？

町内会がどのような団体なのか、活動内容を“見える化”することで町内会活動に関心を寄せてもらいやすくなります。

『きめ細かい説明をする』・『地域住民が交流できる行事を開催する』など、さまざまな方法があると思いますが、地域での信頼関係を構築することで、未加入者にとって町内会の存在が身近なものとなり、加入へ繋がるのではないかと考えます。

実際に、『町内会活動の概要』や、『町内会費の使い途』が記載された資料を配布したり、地域防災マップを配布している町内会もあります。

また、町内会は地域の住民同士の親睦をはじめ、地域の環境美化や防犯・防災、地域福祉、青少年育成など、地域にお住いの方々の生活全般に関わる活動を自主的に行っており、「自分たちの住む地域をみんなで少しずつ力を出し合って良くしていく」というボランティア精神で行われているものです。

地域にお住まいになれば、何かしら町内会と関わりをもち、町内会活動の恩恵を受けることとなります。さまざまな町内会活動のおかげで地域の環境が保たれていると思いますので、住んでいるみなさんが町内会へ加入し、活動へのご理解とご協力をいただけるよう説明してみましよう。

「町内会活動の手引き」の巻末にも記載ありますのでご確認ください→



### Q2 町内会への参加を拒否する世帯への対応は？

まずは町内会がどのようなものか、どんな活動をしているのかをお知らせし、町内会の必要性について理解してもらいましょう。

町内会は任意団体ですので、あくまで加入については個人の判断によりますが、同じ地域での助け合いや繋がりはいざという時に頼りになるものです。そのことをお伝えしてみてもいいでしょうか。

### Q3 「町内会に入会するメリットは？」と問われたら？

町内会は、地域の安全安心のまちづくりに取り組んでいます。また、地域の問題に地域で取り組み、必要に応じて関係機関との連携を取り、住み良い環境づくりを進めています。

例えば、ごみ集積所や地域を会員の皆さんできれいにすること、登下校時の児童の見守り活動や災害時に助け合うことも町内会が中心となって行っています。地域にお住まいになれば、何かしら町内会活動の恩恵を受けることになります。

また、イベントなどを通して地域の方たちと交流やふれあいを深めていくことも目的の一つです。顔見知りが増えれば、いざというときに頼りになります。このように町内会に加入するとさまざまなメリットがあります。

町内会に興味を持ってもらうとともに、メリットを理解・実感してもらいましょう。

### Q4 若い会員にとって魅力ある町内会とは？

若い世代の中には町内会がどのような活動をしているか知らない方も多くいらっしゃるかもしれません。

まず町内会活動や地域情報を発信し“見える化”することで、自分の生活と町内会の関わりを理解したり、「何をしているのかわからない」「会費って何に使われてるの？」「どういう人が入っているんだろう…」といった不安や疑問も解消され、若い会員の方にも興味を持ってもらえるのではないのでしょうか。

また、子育て世代の方には、子連れでもイベントなどに参加しやすい雰囲気づくりや、多世代交流会など地域での交流の場を増やしていくことで関心や安心感を得られ、魅力ある町内会となるのではないかと思います。

## Q5 町内会が活用できる集会所を建設したいが、どうすればよいか？

### ①地区集会所建設等補助金制度

…新築や修繕する場合、その要件に応じて費用の一部を補助する制度です。  
《建設工事経費の2/3、新築の場合は上限1千万円》

### ②集会所借上補助金制度（自前の集会所を持つことが難しい場合はこちら）

…住民活動の拠点となる集会施設を借上げる場合、その費用の一部を補助する制度です。

詳しくはまちづくり推進課にご相談ください。

その他の助成制度についても、ホームページに掲載されています。

QRコードからご確認ください。



## Q6 どこまでデジタル化を進めていくのが良いか？

導入事例としてよく耳にするのが、役員間における連絡・情報共有にメールやLINEを活用しているという事例です。もう少し進んだ段階として、ZOOM等のオンライン会議を実施している町内会もあるようです。現状に適した手法でまずは役員などの小さな範囲から試してみること、その後徐々にできることを進めたり、範囲を広げていくことが良いかと思います。

（参考）

市民局地域政策課でも、令和5年度以降、全区を対象にデジタル化に関する「シン・令和の町内会講座-デジタルはじめてみませんか-」を行っています。

講座資料等ご覧いただけます→



## Q7 地域防犯活動はどのように行っているか？

行政（市民局市民生活課）、関係団体（防犯協会・交通安全協会）と連携して取り組んでいます。例えば、町内会でも地域の見回り活動を定期的に行い、放置自転車等があれば交番に届け出て対処してもらったり、児童の登下校時には、小学校と子ども会と連携し当番制で交差点に立つことになっています。

また、防犯カメラの設置は犯罪抑止に繋がると言われており、町内会や商店街等で設置台数が増えています。設置に対する補助制度もあります。

防犯カメラ設置等事業補助金（新規設置） →



## Q8 行政と円滑・効果的な連携を進めていくためには？

窓口や電話、メールでのご相談は随時受け付けております。ご不明な点等ございましたら、まちづくり推進課へご連絡いただければ、お問い合わせの内容に応じて関係部署等へお繋ぎいたします。

また、地域の様々な問題について、地域と行政が話し合う場として地域懇談会を開催しております。そのような機会を利用し、地域課題の解決を図ることができます。

**Q9 高齢化もあり役員の担い手、人手不足が深刻化している。  
どうすればよいか？**

「役員になるといろいろな仕事が増えて大変だ。」など、役員の負担が大きいと思われていることが、なり手がいない要因の一つであると考えられます。町内会運営を見直すことで、役員の負担軽減を図ってみてはいかがでしょうか。

例えば『役員の役割を文書化（マニュアル化）する』、『多くの会員で仕事を分担する』など、個人にかかる負担を軽くする工夫や任期・選出方法について、会員のみなさんが納得する方法を考えましょう。

他にも、町内会のイベントに参加している方に声かけをしたり、日頃からコミュニケーションをとって協力をお願いしている町内会もあります。

町内会活動や運営についてアンケートを実施してみたら、世代を問わず、「何かお手伝いしたいと思っていたけどきっかけがなかった」「この分野なら手伝えることがあるかも」という方がいらっしゃることもありますので、人材発掘の一つの手法として、アンケートも有効かもしれません。

一度に多くの役割を担うことになると、負担に感じるかもしれませんが、まずは、できる範囲や得意な分野などで地域活動に参画してもらうことから始めて、お互いに理解を深めたり、関係を作ることが大切ではないかと思います。

## 【生活編】

※制度等については、仙台市の担当課に確認を行っています。

### Q10 ごみ集積所の清掃やカラスなどの被害に対する対策は？

クリーン仙台推進員に加え、推進員をサポートするクリーンメイトに班長を推薦し、対応に当たってもらっている町内会もあります。推進員・メイトには環境事業所からごみ出し等に係る情報共有があるなど、ごみ問題について見識を深めることにつながり、地域の環境美化に大いに役立っています。

また、青葉環境事業所では、カラスなど鳥獣の被害を防ぐため、ネットの無償配布などの改善支援を行っています。鳥獣被害でお困りの際は、青葉環境事業所（022-277-5300）にご相談ください。

その他、青葉環境事業所では、ごみ集積所に設置する掲示ボードや収集曜日ステッカーなどの用具配布も受けることができます。

クリーン仙台推進委員

・クリーンメイトについて→



ごみ集積所に関することについて→



### Q11 新築のアパートが増えているが、ごみ集積所の設置や共同使用について、どうすればよいか？

仙台市では、4世帯以上のアパート・マンション等共同住宅の新築時や10戸以上の宅地造成時、事業主に対し専用のごみ集積所の設置を求めています。敷地狭小や通路狭隘などの事情により既存のごみ集積所を使用せざるを得ない場合は、その集積所の管理者（町内会）から使用の承諾を得ることとしています。

使用にあたっての条件は事業主と管理者（町内会）の当事者間での話し合いとなりますが、必要に応じて青葉環境事業所が双方に助言することもあります。

詳しくは青葉環境事業所（022-277-5300）にお問い合わせください。

**Q12 アパート前のごみ集積所の清掃管理はアパートの方にお願いしたいが、どうすればよいか？**

アパートのごみ集積所に関する困りごとは、青葉環境事業所から管理会社等に連絡いたしますので、青葉環境事業所（022-277-5300）までご連絡ください。

**Q13 カラス等の被害があるため、ごみ収集の時間を早めてもらうことは可能か？**

ごみ収集のルートと時間は、ごみ集積所の位置やごみの排出量の傾向、運搬先の施設との距離などを総合的に考慮し、効率性・合理性をもとに設定しております。

そのため、収集時間の変更など個々の要望に応じることは難しいものとなっております。ご了承ください。

なお、青葉環境事業所ではごみ集積所の改善支援を行っています。カラス被害の対策についても青葉環境事業所（022-277-5300）にお問い合わせください。

**Q14 公園清掃後のごみ袋は、一度に何個まで出してよいか？**

「公園清掃ごみ袋」については、基本的に一度に出すごみ袋の数に規定はありません。ただし数量が多い場合は回収が複数日になる場合があります。

**Q15 地域清掃後のごみ袋は、一度に何個まで出してよいか？**

「地域清掃ごみ袋」については、一度に16袋以上排出する場合、事前に青葉環境事業所（022-277-5300）への連絡が必要です。

**Q16 去年の凍結防止剤が余ってしまったが、返品可能か？**

凍結防止剤の返品は受け付けておりませんが、昨年度の物が固くなった場合でも、叩いて細かくすれば次年度に支障なく使用できますので、そのまま保管ください。

## Q17 ハクビシンが町内に住み着いているが、野生動物の駆除はどうすればよいか？

仙台市では、人身被害発生時の被害の程度が重篤になりやすいツキノワグマや、農作物へも被害を及ぼすイノシシの捕獲を行います。詳しくは以下の連絡先にご相談ください。

青葉区区民生活課（022-225-7211 内線：6145）

宮城総合支所まちづくり推進課（022-392-2111 内線：5143）

それ以外のハクビシン等の捕獲、駆除は実施しておりません。ハクビシン等により自宅敷地内での被害が発生した場合は、ご自身で対応していただくか、対応しきれない場合は有償になりますが、一般社団法人宮城県ペストコントロール協会（022-366-1339）をご案内しております。

また、青葉区では、ハクビシン及びタヌキの捕獲に必要な箱わなを無料で貸し出しております。

## Q18 飼い主のいない猫に対する苦情の対応方法

（餌やり住民に対する対応、去勢の経費、捕獲方法等）

敷地内に飼い主のいない猫がいて困る場合は、居心地の悪い場所と思わせる方法により、猫が居つかなくなる自衛策を講じてください。また、（公社）仙台市獣医師会（022-387-5225）が主体となり、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成事業を行っております。

詳しくは、飼い主のいない猫の対策事業について、動物管理センター（アニマル仙台：022-258-1626）までご連絡ください。

その他、動物の不適切な飼養による近隣への迷惑が及ぶことがないように、飼い主へ動物の適正な飼養及び管理についての指導を行っております。

啓発資料を作成のうえ希望する方へ配布する他、仙台市ホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

「猫が庭に入らない方法」⇒



「飼い主のいない猫の  
対策事業について」⇒



## Q19 犬の散歩でフンを処理しない人がいるが、どうすればよいか？

動物管理センター（アニマル仙台：022-258-1626）において、散歩のときは必ず処理袋を携行し、フンは自宅に持ち帰って処理する旨、啓発を行っているところです。

なお、本市ホームページにおいて、以下のとおり「犬のフン 放置しないで」（糞害防止看板）のPDFも掲載しておりますので、必要に応じてご利用ください。

こちらからダウンロードできます⇒



どこに問い合わせたら  
よいのかわからない時にも  
ご利用ください！

## 《巻末付録》

### ○市役所、区役所の各種手続きなどに関して問い合わせをしたいとき

#### 〈問い合わせ先〉

- ・ 仙台市総合コールセンター 「杜の都おしえてコール」  
TEL：022-398-4894 / FAX：022-398-5070  
平日 8：00～20：00（年中無休） ※土日祝休日・年末年始は8：00～17：00



- ・ 仙台市総合コールセンターホームページに、よくある質問と回答（FAQ）も掲載されています ⇒ ⇒ ⇒



単語（例：地域清掃）だけで簡単に検索できますので、ちょっとした疑問がある場合などにも、ぜひご利用ください。

### ○町内会活動の事例を知りたいとき

仙台市ホームページにて、町内会の地域活動事例が掲載されています。  
例）広報紙配布、サークル活動、デジタル化など…

#### 〈掲載先〉

仙台市ホームページ

ホーム > 暮らしの情報 > 学ぶ・楽しむ・活動する > 地域活動 > 地域活動の事例



こちらからもご確認いただけます→



### ○町内会に関する補助制度などを知りたいとき

青葉区連合町内会長協議会で作成している『町内会活動の手引き』をご利用ください。

#### 〈掲載先〉

青葉区連合町内会長協議会ホームページ  
（仙台市青葉区連合町内会長協議会 で検索 🔍）



こちらからもご確認いただけます→

